

介護福祉課施設整備係からの
お知らせ
(集団指導ホームページ掲載資料)

目次

1. 令和6年度介護報酬改定における経過措置の終了について	3
1-1 業務継続計画未策定減算について	3
1-2 身体拘束廃止未実施減算について	3
1-3 重要事項のウェブサイトへの掲載について	4
2. 各種届出について	5
2-1 各種届出の掲載場所について	5
2-2 新規指定申請及び指定更新申請について	6
2-3 変更届について	6
<変更届の提出が必要な場合（変更届の主な項目）>	6
<変更届の提出期限>	7
<変更届の必要書類及び添付書類>	7
<介護老人保健施設及び介護医療院の変更承認について>	8
2-4 休止届、廃止届及び再開届について	9
2-5 体制届について	9
<提出が必要な書類>	9
<体制届の作成にあたっての注意点>	10
<提出期限>	11
2-6 介護職員等処遇改善加算について	12
2-7 高齢者虐待防止措置未実施減算及び身体拘束廃止未実施減算について	12
<提出が必要な書類>	12
2-8 特定事業所集中減算について（居宅介護支援事業所向け）	13
<提出期日等>	13
<提出が必要な書類>	13
2-9 同一建物減算（12%減算）について（訪問介護事業所向け）	13
2-10 業務管理体制の届出について	14
<業務管理体制とは>	14
<業務管理体制の整備内容>	14
<届出先について>	14
<様式及び提出期限、提出が必要な場合について>	15
<法令遵守責任者について>	15
2-11 協力医療機関に係る届出について	16
2-12 各種届出関係の注意点	16
3. 事故報告について	18
3-1 事故報告書提出にあたっての注意点	18
3-2 令和6年度事故報告書の受付状況	18
3-3 令和6年度報告事故内容の傾向	18

3-4 事故発生防止の具体的な取組例	19
<転倒・転落>	19
<誤飲・異食>	19
<誤薬>	19
<離園・徘徊>	20
3-5 事故報告参考資料①（グラフ）	20
3-5 事故報告参考資料②（グラフ元データ）	21
4. 養介護施設従事者等による高齢者虐待について	23
5. 日常生活に要する費用の取扱いについて	23
<（一部抜粋）その他の日常生活費の具体的な範囲について>	23
6. 特別養護老人ホームへの案内	24
6-1 特別養護老人ホームの待機状況の正確な把握について	24
6-2 特別養護老人ホームに係る特例入所の手続きについて	24
7. 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成と避難訓練の実施	25
（参考）	25
8. 医療みなし指定事業所（居宅療養管理指導を除く）のホームページ掲載について	26
9. その他	26
<当課への質問等について>	26
<来課相談について>	26
<届出関係書類様式の掲載場所について>	26

<注意>

資料の内容には前年度と重複する部分もありますが、各事業者の皆様にご存知のございましたら、ぜひ最後までご確認いただきますようお願い申し上げます。

1. 令和6年度介護報酬改定における経過措置の終了について

1-1 業務継続計画未策定減算について

令和6年度の介護報酬改定に伴い、居宅療養管理指導を除くすべての介護サービス事業所において、業務継続計画の策定等が令和6年4月1日より義務付けられ、**業務継続計画未策定減算**が新設されました。

一部のサービスにおいては、経過措置期間が設けられておりましたが、**令和7年4月1日より**当該減算が適用されることとなります。未だ策定されていない事業所様におかれましては、速やかにご作成ください。

なお、下記の介護サービス事業所に関しましては、当該減算の適用の有無に関わらず、令和7年4月1日までに、当該減算にかかる届出（体制届）の提出が必要となります。詳しくは、本資料の〇〇をご確認ください。

（該当する一部のサービス）

- ・ 訪問介護
- ・（介護予防）訪問入浴介護
- ・（介護予防）訪問看護
- ・（介護予防）訪問リハビリテーション
- ・（介護予防）福祉用具貸与
- ・ 定期巡回随時対応型訪問介護看護

1-2 身体拘束廃止未実施減算について

令和6年度の介護報酬改定に伴い、すべての介護サービス事業所において、やむを得ない場合を除いて身体的拘束等を行ってはならない旨が規定されました。また、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合であっても、その態様及び時間、その際の利用者等の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないとされております。

その他、**短期入所系サービス及び多機能系サービス**において、身体的拘束等の適正化を図るために講ずべき措置について新たに規定され、**身体拘束廃止未実施減算**が新設されました。

令和7年3月31日までは経過措置期間とされておりましたが、**令和7年4月1日より**当該減算が適用されることとなります。未だ措置を講じていない事業所様におかれましては、速やかにご対応ください。

（身体的拘束等の適正化を図るために講ずべき措置）

- ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること

（該当する短期入所系サービス及び多機能系サービス）

- ・（介護予防）短期入所生活介
- ・（介護予防）短期入所療養介護
- ・ 特定施設入居者生活介護（短期利用型）
- ・（介護予防）小規模多機能（短期利用型含む）
- ・ 看護小規模多機能（短期利用型含む）
- ・ 認知症対応型共同生活介護（短期利用型）

1-3 重要事項のウェブサイトへの掲載について

令和6年度の介護報酬改定に伴い、すべての介護サービス事業所において、**令和7年4月1日より**、原則として、**重要事項をウェブサイトに掲載**することが義務付けられました。

このウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことを指します。

介護サービスの情報公表システムにログインするには、奈良市内の事業所様におかれましては、奈良県から通知されるログインID及びパスワードが必要です。詳しくは、下記の奈良県ホームページをご確認ください。

なお、介護サービス情報公表システムにおいて、情報が更新されていない事業所様が多くあります。今一度、当該システムの制度や趣旨をご理解いただき、事業所の変更届の届出や指定更新申請等の際には、現在登録されているシステムの内容を確認し、変更が生じていればその都度更新してください。

また、既に通知させていただいたところですが、有料老人ホームにつきましても情報公表システムの登録対象となりました。同一法人で有料老人ホームを運営されている皆様におかれましては、登録へのご協力をお願いします。

(参考)

- ・ 厚生労働省 HP 「介護サービスの情報公表制度」
URL：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kouhyou.html>
- ・ 介護サービス情報公表システム
URL：<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>
- ・ 奈良県 HP 「介護サービス情報の公表」
URL：<https://www.pref.nara.jp/29166.htm>
- ・ 奈良県 HP 「介護サービス情報の報告方法について」
URL：<https://www.pref.nara.jp/29462.htm>

2. 各種届出について

介護サービス事業所等を開設するにあたり、新規指定申請書類を当課へ提出していただきますが、指定を受けた後、人員体制や取得する加算内容等には変更が生じてくるものと存じます。その変更内容等に応じた各種様々な届出がございますので、必ず必要な届出を行ってください。

2-1 各種届出の掲載場所について

各種届出を掲載している奈良市ホームページのQRコードです。
事業所内に掲示するなどして、ご活用いただければと思います。

新規指定・指定更新・変更届 休止/廃止/再開届・体制届	電子申請届出システムについて	介護職員等処遇改善加算
		
高齢者虐待防止措置未実施減算 身体拘束廃止未実施減算	特定事業所集中減算	同一建物減算(12%減算)
		
業務管理体制の届出	協力医療機関に関する届出書	運営・加算減算・各種届出等に 関するご質問はこちらから↓
		

2-2 新規指定申請及び指定更新申請について

平成18年4月施行の改正介護保険法で、指定基準等を遵守し適切な介護サービスを提供することができると定期的にチェックする仕組みとして、事業者の指定に有効期間（6年）が設けられました。

介護保険法の人員・設備等の基準を満たしていない事業者や休止中の事業者は指定の更新の手続きができません。更新の手続きがなされなかった場合は、指定有効期間の満了により指定の効力を失うこととなりますので、ご注意ください。

また、本市においても、新規指定申請及び指定更新申請についてのみ、電子申請届出システムでの受付を開始いたしました。今後、順次各種申請・届出について、当システムでの受付を開始し、令和8年4月から、原則、電子申請届出システムを用いた申請・届出とすることを予定しております。

電子申請届出システムを利用するにあたっては、事前にGビズIDの取得が必須となっておりますので、令和7年度中に必要な手続きをお願いします。

(参考)

- ・ 奈良市 HP「介護事業所の指定申請等における『電子申請届出システム』について」
URL：<https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/227981.html>
- ・ デジタル庁 HP「GビズID」
URL：<https://gbiz-id.go.jp/top/>

2-3 変更届について

介護保険事業所や有料老人ホーム、軽費老人ホーム等において、その事業内容に変更が生じた場合は変更届を提出していただく必要がございます。変更の届出が必要な事項については以下のとおりです（その他、変更内容によっては届出が必要なものがございます。変更届を提出するか迷われるものについては介護福祉課施設整備係へご相談ください。）。

<変更届の提出が必要な場合（変更届の主な項目）>

変更届の提出ができていない、または提出しなければならないことを知らなかった等といって提出できていなかった例が散見されます。メールアドレスについても、当課から介護事業者の皆様への周知等に電子メールを使用しているため漏れなく提出をお願いします。

介護保険事業所（介護保険法に基づくもの（提出の一例））

- ・ 事業所（施設）の名称及び所在地
- ・ 法人の名称及び所在地
- ・ 法人代表の氏名及び住所
- ・ 事業所（施設）建物の構造及び専用区画の変更
- ・ 事業所（施設）管理者の氏名及び住所
- ・ 事業所（施設）の電話番号やFAX番号、メールアドレス
- ・ サービス提供責任者の氏名及び住所

- ・ 運営規程（サービス提供時間や定員、利用料等、その他運営規程の文言の変更によるもの）
- ・ 協力医療機関又は協力歯科医療機関
- ・ 利用者の定員
- ・ 介護支援専門員（ケアマネジャー）の氏名及びその登録番号

有料老人ホーム（老人福祉法に基づくもの（提出の一例））

- ・ 施設の名称及び設置予定地
- ・ 設置者の氏名及び住所（法人にあってはその名称と所在地）
- ・ 事業開始の予定年月日
- ・ 施設において供与される介護等の内容
- ・ 施設建物の規模及び構造並びに設備の内容
- ・ 入居定員及び居室数
- ・ 施設長の変更（事業開始前にあっては職員配置の計画の変更）
- ・ 一時金及び利用料等、入居者の費用負担の額
- ・ 退居時の返還金の内容及び返還金の保全措置の内容
- ・ 入居契約
- ・ 長期の収支計画書及び事業開始に必要な資金の額とその調達方法
- ・ 重要事項説明書
- ・ 介護支援専門員（ケアマネジャー）の氏名及びその登録番号

軽費老人ホーム等（社会福祉法に基づくもの（提出の一例））

- ・ 法人の名称及び所在地
- ・ 法人代表の氏名及び住所
- ・ 施設の名称等

<変更届の提出期限>

介護保険事業所の変更届は、変更後10日以内にはご提出ください。なお、有料老人ホーム及び軽費老人ホーム等については、変更後1ヶ月以内となっております。事業者の皆様におかれましては提出及び提出期限の厳守にご協力をお願いします。

<変更届の必要書類及び添付書類>

変更届には、「指定居宅サービス事業者等・介護保険施設変更届出書（第37号様式）」等の各種変更届出書のほかに、その変更内容に応じて添付書類をつけていただく必要があります。添付書類の漏れがよく見られますので、ご注意ください。なお、必要な添付書類の一覧については別添のとおりです。

必要書類の一例

- ・ 指定居宅サービス事業者等・介護保険施設変更届出書（第37号様式）
- ・ 有料老人ホーム変更届（第13号様式）
- ・ 社会福祉事業（変更・廃止）届出書（第14号様式）

事業内容に該当するものを提出（提出必須）

- ・ 根拠書類等の添付書類（変更する内容により必要に応じて提出（別添の添付書類一覧のとおり）＜変更届関係書類の掲載場所について＞
奈良市ホームページに掲載しております。

（参考）

- ・ 奈良市 HP「事業所指定・加算減算・その他届出」
URL：<https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/9963.html#2>

＜介護老人保健施設及び介護医療院の変更承認について＞

介護老人保健施設や介護医療院が以下に該当する変更をしようとするときは、**必ず、事前に申請が必要です(申請の結果を送付しますので、変更は決定後をお願いします)。**

変更内容

- ・ 介護老人保健施設又は介護医療院の管理者
- ・ 敷地の面積
- ・ 平面図
- ・ 建物の敷地概要
- ・ 施設及び設備構造の概要
- ・ 施設の供用の有無や共用利用計画
- ・ 運営規程(従業者の職種、員数及び職務内容、定員(※定員を減少させる場合は不要)
- ・ 協力病院

2-4 休止届、廃止届及び再開届について

介護サービス事業所を休止又は廃止する際、その 1ヶ月前までに届出が必要です。必ずご提出ください。

また、休止していた事業所を再開するときは、再開届が必要です。その際、事業主体の同一性や事業の継続性が認められない場合は再開できません。再開する際は、必ず事前にご相談ください。

(提出にあたっての注意点)

- ・ 処遇改善加算等を算定する事業所については、廃止届提出後、必ず処遇改善実績報告書をご提出ください。 処遇改善実績報告書を提出しない場合、加算の算定要件を満たしていないこととなります。その場合、廃止後であっても返還請求の対象となりますのでご注意ください。
- ・ 休止期間中に指定有効期限を迎える場合、休止したまま指定更新をすることはできません。 更新期限が間近に迫っている場合は、必ずご相談ください。
- ・ 再開の際は、休止期間の長さや事業所の運営体制等、休止前後での事業主体の同一性及び事業の継続性について総合的に判断します。休止期間が長期に及ぶことが見込まれる際は都度ご相談ください。

(参考)

- ・ 奈良市 HP 「事業所指定・加算減算・その他届出」
URL : <https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/9963.html#4>

2-5 体制届について

新たに加算を算定、もしくは加算を取り下げる等により、事業所の介護報酬に係る体制状況に変更が生じた場合は、体制届の提出をお願いします。

<提出が必要な書類>

必要な書類は以下のとおりです。

- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 (必須)
- ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (必須)
- ・ 根拠書類等の添付書類 (算定する加算等に応じて提出
※必要な添付書類は、下記の奈良市 HP に掲載している添付書類一覧のとおり

(参考)

- ・ 奈良市 HP 「事業所指定・加算減算・その他届出」
URL : <https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/9963.html#5>

<体制届の作成にあたっての注意点>

書類作成にあたって、以下の点に注意してください。

(体制等に関する届出書)

異動(予定)年月日(いつから加算を算定するのか、取下げるのか)について、記載漏れが散見されますので、ご確認ください。

同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定(許可)年月日	異動等の区分	異動(予定)年月日	異動項目(※変更の場合)
訪問介護			1新規 2変更 3終了		
訪問入浴介護			1新規 2変更 3終了		
訪問看護			1新規 2変更 3終了		
訪問リハビリテーション	1	ペ	1新規 2変更 3終了	●月1日	
居宅療養管理指導			1新規 2変更 3終了		
通所介護			1新規 2変更 3終了		
通所リハビリテーション			1新規 2変更 3終了		
短期入所生活介護			1新規 2変更 3終了		

(体制等状況一覧表について)

- ・ 介護予防サービスについても、ご提出ください。

※介護予防サービスの一覧表が提出されない場合、実施されている介護予防サービスについては届出された加算情報が国保連に連携されないため、請求を上げられた場合、返戻となりますので、ご注意ください。

- ・ 前回届出時と算定区分が変わらない加算等へのチェックは不要ですので、変更される加算等にのみチェックを付けてください。

- ・ 以下の例のように体制等に関する届出書下部の特記事項欄には変更の内容が記載されていないにもかかわらず、体制等状況一覧表では前回届出時から変更された状態でチェックがつけられているケースが散見されます。体制等状況一覧表の変更内容は、体制等に関する届出書下部の特記事項欄にも記入してください。

※体制等状況一覧表に記入されたチェックを基に、加算情報の登録、国保連との連携を行っているので、これまで市に届け出ている内容と変わる場合には、その都度体制届が必要です。必ず漏れなく届出をしていただくようお願いします。

【上記の一例】※設定：前回提出時では「口腔機能向上加算：なし」にチェックが入っていた。

<今回提出された体制等に関する届出書>

特記事項	変更前	変更後
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ

体制等に関する届出書下部の特記事項欄には、「口腔機能向上加算：あり」の記載がない。

<今回提出された体制等状況一覧表>

口腔機能向上加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input checked="" type="checkbox"/> 2 あり
科学的介護推進体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり
サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input checked="" type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅲ

(その他注意事項①)

過去の古い様式のままご提出されるケースが散見されますので、最新の様式で作成していただきますようお願いいたします。

加算要件等に関するご質問は、電話ではなく、原則、**質問票（奈良市ホームページの「事業所指定・加算減算・その他届出」に掲載）**でお願いします。（ご質問内容によってはお調べするのに時間をいただく場合がございますのでご了承ください。）

(その他注意事項②) ※地域密着型サービス事業所のみ

奈良市以外の市町村の区域外指定を受けている事業所（＝奈良市以外の市町村に住民票を置いている者からの利用希望があり、奈良市とその市町村間において協議を行った結果、利用を認め、その市町村からも指定されている場合）においては、**奈良市へ体制届を出す場合には、区域外指定をしている市町村にも同様の届出を出してください。**

毎月10日までに国保連合会へ請求を上げる際、**住所地特例対象者についての請求入力の際に、住所地特例対象者のチェック欄が漏れていること等により、国保連でエラーが生じているケースが散見されます。請求情報の入力の際にはご注意ください**ようお願いします。

< 提出期限 >

体制届の提出期限は以下のとおりです（※介護予防も含みます）。

加算の取下げ又は下位区分への変更の場合は、以下の期限に関係なく、随時受け付けております。

サービス種別	提出期限
訪問通所系サービス 居宅療養管理指導 福祉用具貸与 居宅介護支援・介護予防支援 多機能系サービス	算定開始月の 前月15日
短期入所系サービス 特定施設入居者生活介護 施設系サービス 認知症対応型共同生活介護	算定開始月の 当月1日

2-6 介護職員等処遇改善加算について

(参考)

- ・ 奈良市 HP「介護職員等処遇改善加算等について」
URL : <https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/62835.html>

2-7 高齢者虐待防止措置未実施減算及び身体拘束廃止未実施減算について

高齢者虐待の防止や身体拘束の廃止及び適正化のために講じることとされている措置を取っていない場合、**利用者全員**について所定単位数から減算しなければなりません。

減算開始月は、運営指導や自主点検等において、必要な措置を講じていない事実が判明した日が属する月(=事実が生じた月)の翌月となり、その後、改善が認められた月までが減算適用期間となります。ただし、たとえ1ヶ月以内に改善したとしても、事実が生じた月から最低3ヶ月間は減算がかかります。

<提出が必要な書類>

- 必要な措置を講じていない事実が生じた際(減算適用開始の旨の届出)
 - ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(必須)
 - ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(必須)
 - ・ 改善計画書
- 事実が生じた月の3ヶ月後(減算適用終了の旨の届出)
 - ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(必須)
 - ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(必須)
 - ・ 改善報告書及び改善したことがわかる書類

※改善計画書及び改善報告書の様式は、下記の奈良市 HP に掲載

(参考)

- ・ 奈良市 HP「高齢者虐待防止措置未実施減算及び身体拘束廃止未実施減算」
URL : <https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/229295.html>

2-8 特定事業所集中減算について（居宅介護支援事業所向け）

居宅介護支援事業所は、毎年度2回、前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた「訪問介護」「通所介護」「福祉用具貸与」「地域密着型通所介護」の提供総数のうち、それぞれのサービスにおいて最も紹介件数の多い法人（以下「紹介率最高法人」という。）によって提供されたものの占める割合を算出した書類（以下「特定事業所集中減算報告書」という。）を作成しなければなりません。作成した特定事業所集中減算報告書は、5年間保管する必要があります。

いずれかのサービスについて、紹介率最高法人の割合が80%を超えた場合は、減算適用の有無に関わらず、特定事業所集中減算報告書を、期日までに奈良市に提出してください。

また、紹介率最高法人の割合が80%を超えたことについて、正当な理由がない場合は減算適用となりますので、特定事業所集中減算報告書と併せて体制届の提出が必要です。

< 提出期日等 >

判定期間：3月1日～8月末日→9月15日までに提出（減算適用期間：10月1日～3月31日）

判定期間：9月1日～2月末日→3月15日までに提出（減算適用期間：4月1日～9月30日）

< 提出が必要な書類 >

- ・ 特定事業所集中減算報告書
 - ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（必須）※
 - ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（必須）※
- ※減算適用の有無が前回と異なる場合のみ提出が必要

（参考）

- ・ 奈良市 HP 「特定事業所集中減算報告」
URL：<https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/7721.html>

2-9 同一建物減算（12%減算）について（訪問介護事業所向け）

（参考）

- ・ 奈良市 HP 「訪問介護における同一建物減算（12%減算）」
URL：<https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/219677.html>

2-10 業務管理体制の届出について

<業務管理体制とは>

業務管理体制とは、不正行為を未然に防止するとともに、利用者等の保護と介護事業の適正化を図ることを目的として介護サービス事業者に整備を義務付けているものです。事業者の規模（事業所の数等）によって、整備すべき内容や届出先が異なりますので、ご注意ください。

<業務管理体制の整備内容>

業務管理体制に係る整備の内容の区分については、下表のとおりです。（事業所数の算定にあたっては介護予防及び介護予防支援事業所も含まれますが、みなし事業所及び総合事業は除きます。）

指定又は許可を受けている事業所数	内容
20未満	・法令遵守責任者の選任
20以上100未満	・法令遵守責任者の選任 ・法令遵守規定の整備
100以上	・法令遵守責任者の選任 ・法令遵守規程の整備 ・法令遵守に係る監査の定期的な実施

<届出先について>

届出の区分については、下表のとおりです。

区分	届出先
1 指定事業所が三以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣 (一部地方厚生局長)
2 指定事業所が二以上の都道府県に所在し、かつ、二以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
3 指定事業所が奈良市内にのみ所在する事業者又は、地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、指定事業所が奈良市内にのみ所在する事業者	奈良市長
4 1～3以外の事業者（奈良県内にのみに事業所等が存在する事業者で3に該当しない事業者）	奈良県知事

<様式及び提出期限、提出が必要な場合について>

奈良市への提出の際の様式及び期限については、下表のとおりです。

届出が必要となる事由	様式（書面で提出する場合）	提出期限
業務管理体制の整備に関して新規に届け出る場合（新たに介護保険事業を始める時等）	第39号様式の8	新規指定時に遅滞なく
事業所の指定等により事業展開地域が変更し、届け出先区分の変更が生じた場合（届出先の変更時）	第39号様式の8	変更時に遅滞なく （変更前後の両方の届出先に提出）
事業所の指定や廃止等により事業所数に変更が生じた場合や、法令遵守責任者を変更する等の届出事項に変更があった場合	第39号様式の9	変更時に遅滞なく

※電子申請による業務管理体制の届出が可能になりました。電子申請の方法等、詳細については下記ホームページをご確認ください。

（参考）

- 奈良市 HP「介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出について」

URL：<https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/5434.html>

<法令遵守責任者について>

法令遵守責任者とは法令を遵守するための体制の確保に係る責任者です。（根拠法令：介護保険法施行規則第140条の39第1号） 法令遵守責任者については、何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも介護保険法及び法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することが望ましくあります。

法令遵守責任者の役割と業務内容

役割・業務内容の具体例としては次のものがあげられます。

- ・法令等の遵守の重要性を周知する。（具体的には、朝礼や職員会議、社内研修会などを通じて、法令等遵守の重要性を全職員に対して伝える等）
- ・遵守すべき法令等を把握する。（具体的には、所管する行政庁により行われる集団指導やその資料、介護保険担当課などからの通知、公開されている各サービスの自主点検表、その他の法令や基準について書かれた各種書籍などにより、遵守すべき法令等を把握する等）
- ・把握した法令等を遵守するための仕組みを決める。（具体的には、法令等違反があった場合やサービスの利用者等から寄せられた相談・苦情の中で、法令等違反やその疑いに関する情報があった場合の処理の体制や手順を決める等）

2-11 協力医療機関に係る届出について

令和6年度の報酬改定に伴い、一部の介護サービス事業所においては、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、指定権者に届け出ることが義務付けされました。届出の提出期限はございませんが、毎年度1回以上届出いただきますようお願いいたします。

また、協力医療機関の名称や契約内容に変更があった場合は、速やかに届出書を奈良市にご提出ください。

なお、協力医療機関との連携について経過措置を設けられている介護サービス事業所におかれましても、届出書の提出義務は令和6年度より適用されます。そのため、運営基準に規定されている要件を満たす協力医療機関を確保できていない場合においても、経過措置の期限内に確保するための計画内容をご記入のうえ、届出書をご提出ください。

(対象の一部サービス)

- ・(介護予防) 特定施設入居者生活介護
- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム
- ・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

(参考)

- ・奈良市 HP「協力医療機関に関する届出書について」
URL：<https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/213023.html>

2-12 各種届出関係の注意点

各種届出関係や指定申請等を代理人に依頼する場合

各種届出関係等の提出を行政書士等の代理人に依頼する場合、代理人との情報共有が十分でないこと等により、必要書類の提出がもれていることや、提出期限に遅れて書類を提出される等の事例が多々見られます。情報共有を密にとっていただく等により、そのようなことが起きないようにご注意ください。

提出書類の差し替えについて

書類の差し替えを送付いただく際は、必ず、いつに提出した、どの届出の差し替え書類であるか、明記していただくようお願いいたします。時折、郵送等で送付された書類がどの届出の差し替えであるのか分からないときがございますのでご注意ください。

↓押印の廃止をこの辺に入れる↓

前年度の集団指導でも案内しましたように、介護保険事業者における事務負担軽減の観点から、事業者が提出される介護保険の届出関係の書類について、原則法人の押印が不要となっております。

下記の書類等については、原則法人の押印が無くても受付いたします。ただし、法人印があることで受理を妨げるものではありません。

(省略が出来る書類の例)

- ・ 指定居宅サービス事業者等・介護保険施設指定（許可）申請書（第 35 号様式）、（第 36 号様式）
- ・ 指定居宅サービス事業者等・介護保険施設指定（許可）更新申請書（第 41 号様式）
- ・ 指定居宅サービス事業者等・介護保険施設変更届出書（第 37 号様式）、（第 38 号様式）
- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・ 誓約書等の参考様式
- ・ その他休廃止届、老人福祉法関係様式、介護医療院・介護老人保健施設管理者承認申請書等、「届出関係書類（全サービス共通）」のホームページ内に掲載のある様式。

※上記以外で、押印が必要か判断出来ない書類については、お問い合わせください。

3. 事故報告について

3-1 事故報告書提出にあたっての注意点

- ・ 事故報告書の提出期限は、事故発生後3日以内です。ご多忙の中恐縮ですが、期限内にご提出いただきますようお願いいたします。
- ・ 昨今、事故報告書の提出もれが目立っております。「事故報告書の提出が必要な場合」については、下記参考の事故報告取扱要領をご確認いただき、遺漏なくご提出いただきますようお願いいたします。
- ・ 事故報告書の提出方法は、原則メール (kaigo-jikohoukoku@city.nara.lg.jp) でお願いたします。
- ・ 事故報告書を提出する際、電話連絡での概要説明は不要です（緊急等の場合のご連絡ください）。
- ・ 令和6年12月より、国から事故報告の様式例の提示があったため、事故報告様式を改正いたしました。新様式は下記ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。
- ・ 事故報告書様式には「発生要因」及び「再発防止策」の記載欄については、発生した事故に関して発生要因及び再発防止策を検討していただき、具体的にご記載ください。
- ・ 事故報告として報告するほどには至らなかったものの、事故が発生しそうな場合（ヒヤリハット等）についても、事業所内で把握・共有等し、その後の事故防止に努めていただきますようお願いいたします。

(参考)

- ・ 奈良市 HP「介護保険事業者事故報告書」
URL：<https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/9011.html>
- ・ 奈良市「介護保険事業者事故報告取扱要領」
URL：<https://www.city.nara.lg.jp/uploaded/attachment/131328.pdf>
- ・ 奈良市「奈良市有料老人ホーム等事故報告取扱要領」
URL：<https://www.city.nara.lg.jp/uploaded/attachment/131329.pdf>

3-2 令和6年度事故報告書の受付状況

事故件数：514件（2報を除く実件数）

対象期間：令和6年4月1日～令和7年1月31日受付分

3-3 令和6年度報告事故内容の傾向

- ・ 事故報告全件数は前年比から増加傾向にあります。要因としては、単純に事故が増加していることや適切に事故報告書の提出が行われていること等様々考えられますが、事業者の皆様におかれましては、引き続き事故防止に努めていただきますようお願いいたします。
- ・ 今年度も新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症発生の報告を多数受けております。また、レジオネラ感染症やノロウイルスの発生報告も受けております。下記参考の「介護現場における感染対策の手引き」やその他の厚生労働省の関連通知等をご確認の上、引き続き日々の感染対策の徹底等をお願いいたします。

- ・ 離園や徘徊の発生件数が増加しており、離園中に亡くなられたケースもありました。認知症の利用者も多数いることから対策に苦慮されていることと存じますが、今一度、離園等防止の徹底をお願いします。
- ・ 誤薬について、今年度も一定件数の報告を受けております。誤薬事故の大半は職員の確認不足などによって発生しております。未然に発生することが防げるような事案について、防止策を十分に検討していただきますようお願いいたします。
- ・ 前年度に引き続き、職員等による不祥事や交通事故等についても報告を受けています。事業者の皆様におかれましては、内部統制及び職員への指導の徹底等をお願いします。

(参考)

- ・ 厚生労働省 HP 「介護現場における感染対策の手引き（第3版令和5年9月）」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf>

3-4 事故発生防止の具体的な取組例

< 転倒・転落 >

利用者等が認知症の場合、本人の行動が原因となって転倒や転落するリスクが高くなります。しかしながら利用者本人の行動を制限することは、身体拘束につながる恐れがあります。本人の特徴や認知症の状況を理解したうえで、適切なアセスメントのもと、徘徊時に付き添って歩く等の対策を講じる必要があります。

また、認知症ではなくとも、高齢による身体機能の低下による転倒リスクがあります。この場合、転倒の原因は内的要因（利用者側の要因）と外的要因（環境要因）が考えられます。外的要因については改善や対応できるものが多いため、介助する側において利用者等の状況に応じた対応を行うことが求められます。例えば、居室内の家具の配置や利用者にあった歩行器具の選定などは外的要因にあたります（外的要因の一例：床が滑りやすい、段差がある、障害物の有無等）。事業者の皆様におかれましては、今一度、利用者の居室内の家具の配置などを見返していただき、外的要因の排除に努めていただきますようお願いいたします。内的要因については、除去が難しい内容ではありますが、利用者等の心身の状態を維持・改善することも重要であり、適切なアセスメントの実施のもと、本人に応じたリハビリ等を実施していくことも大切です。しかしながら、リハビリ等の実施後、疲労により転倒し、骨折にいたったケースも過去に報告されていますので、リハビリ等の実施後についても注意が必要です。

< 誤飲・異食 >

利用者等によっては視覚や味覚等の身体機能や判断能力の低下、認知症等により誤飲や異食のリスクが高まります。利用者本人への注意だけでなく、生活環境を整えていただく事で、誤飲等のリスクを低下させることも大切です。利用者等の心身の状態に応じて、対応策をご検討ください。

< 誤薬 >

誤薬は、薬の内容や量によっては利用者等の生命に重要な危険を及ぼすことがあります。事故の発生要因としては、現場の慌ただしさによる職員の確認不足や思い込み等のヒューマンエラーによる場合が多いで

す。職員間で統一した配薬時の薬の取扱いのルール作りや、職員の確認の徹底等の基本的な対応を大切に、事故防止に取り組んでください。

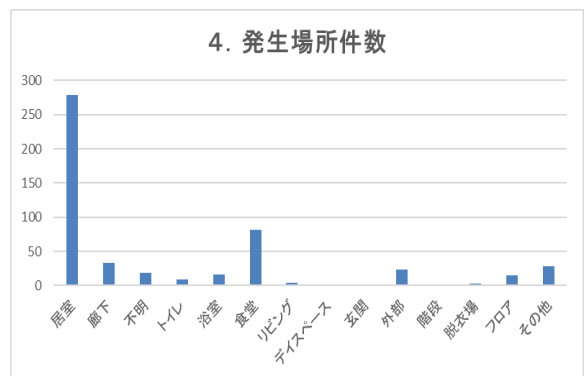
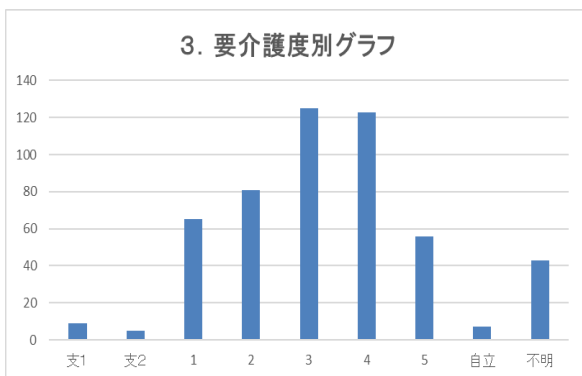
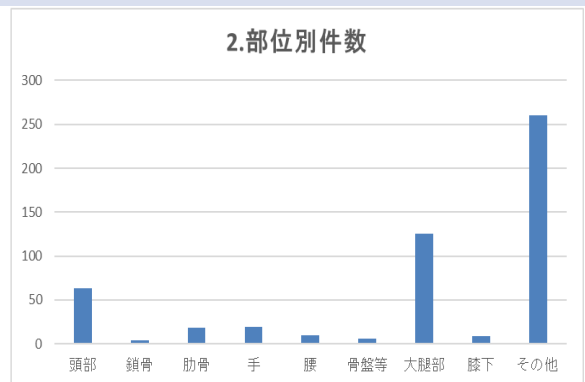
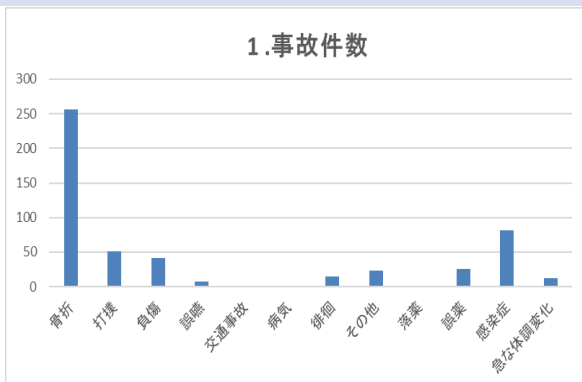
< 離園・徘徊 >

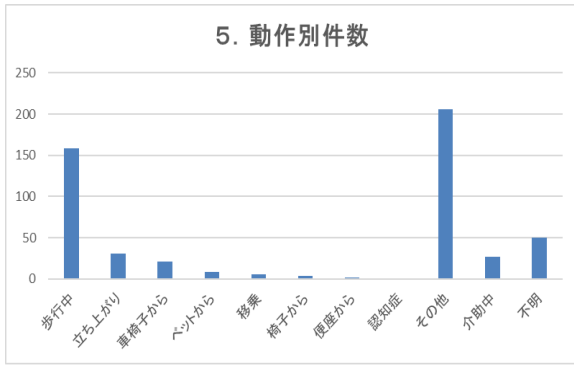
事故発生時の状況として、「レクリエーション中に知らずのうちに施設から出ていた」や、「早朝や深夜の時間帯に、事業所の戸締りが出来ていなかったことにより離園していた」等が挙げられます。

発生要因はレクリエーション時の職員の配置に問題があったことや職員の不注意等が考えられます。平時から職員の配置に気を付けていただくとともに、レクリエーション等で利用者等が集まっているときにも職員間で連携し、注意を欠かさずに対応していただきますようお願いいたします。また深夜や早朝時は、職員の配置も日中と比べて少ないこともあるため、他の利用者等に対応して職員が離れている隙に離園したといった事例も報告されていますので、夜勤職員の配置の方法や戸締りの確認体制等も検討いただきますようお願いいたします。

中には利用者等のご家族との間でトラブルに発展し、ご家族から市へ「離園したことに対する初動対応や報告が遅い」「そもそも何故このようなことが起きるのか」等の相談が寄せられることもございます。初動対応として離園した利用者等の搜索等の対応が最も重要ですが、ご家族に対して、事故についての状況説明や、解決後の報告を遅滞なく行っていただきますようお願いいたします。

3 - 5 事故報告参考資料① (グラフ)





3-5 事故報告参考資料② (グラフ元データ)

事故件数 514 件(2報除く実件数) 対象期間: 令和6年4月1日～令和7年1月31日受付分

1. 事故種別

	件数	入院	死亡
骨折	256	157	1
打撲	51	0	1
負傷	41	0	0
誤嚥	7	0	5
交通事故	1	0	0
病気	0	0	0
徘徊	15	0	0
その他	23	0	3
落葉	0	0	0
誤薬	26	0	0
感染症	82	0	1
急な体調変化	12	0	7
合計	514	157	18

2. 部位別負傷状況

	骨折	骨折以外	総件数
頭部	2	61	63
鎖骨	4	0	4
肋骨	17	1	18
手	16	3	19
腰	10	0	10
骨盤等	6	0	6
大腿部	125	0	125
膝下	6	3	9
その他	70	190	260
合計	256	258	514

3. 事業別発生状況

	骨折	打撲	負傷	誤嚥	交通事故	病気	徘徊	その他	落葉	誤薬	感染症	急な体調変化	合計
特養	55	4	7	4	0	0	2	8	0	5	16	4	105
GH	27	5	2	0	0	0	1	1	0	1	6	0	43
ショート	13	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	16
デイ	9	8	1	0	1	0	2	3	0	0	3	2	29
老健	28	2	0	1	0	0	3	0	0	0	45	0	79
療養ショート	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
介護(特定)	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
通リハ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
療医・医療院	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
ケア	8	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	13
ケア(特定)	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	7
その他	9	7	4	0	0	0	0	3	0	3	0	0	26
サ高住(特定)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サ高住	10	0	4	1	0	0	3	1	0	0	3	1	23
特別養護老人ホーム	6	0	1	0	0	0	2	0	0	1	0	0	10
介護付有料老人ホーム	40	12	6	0	0	0	1	5	0	10	1	3	78
住宅型有料老人ホーム	38	11	14	1	0	0	1	2	0	4	5	1	77
合計	256	51	41	7	1	0	15	23	0	26	82	12	514

4. 要介護度別発生状況

	骨折	打撲	負傷	誤嚥	交通事故	病気	徘徊	その他	落葉	誤薬	感染症	急な体調変化	合計
支1	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	9
支2	3	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	5
1	33	8	9	1	0	0	5	2	0	3	3	1	65
2	46	5	7	2	0	0	5	2	0	6	7	1	81
3	66	17	9	1	0	0	5	5	0	7	10	5	125
4	67	13	7	2	1	0	0	6	0	7	19	1	123
5	30	6	8	1	0	0	0	4	0	2	3	2	56
自立	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	7
不明	1	0	0	0	0	0	0	3	0	0	39	0	43
合計	256	51	41	7	1	0	15	23	0	26	82	12	514

5. 場所別発生状況

	骨折	打撲	負傷	誤嚥	交通事故	病気	徘徊	その他	落葉	誤薬	感染症	急な体調変化	合計
居室	160	25	23	1	0	0	1	11	0	2	49	7	279
廊下	22	6	3	0	0	0	0	0	0	0	2	0	33
不明	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	19
トイレ	5	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	9
浴室	7	1	6	0	0	0	0	1	0	0	1	0	16
食堂	35	7	2	5	0	0	2	4	0	23	2	1	81
リビング	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4
ディスプレイ	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
玄関	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
外部	2	4	2	0	1	0	11	2	0	0	0	1	23
階段	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
脱衣場	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	3
フロア	7	1	2	1	0	0	0	0	0	0	4	0	15
その他	11	3	0	0	0	0	1	1	0	0	9	3	28
合計	256	51	41	7	1	0	15	23	0	26	82	12	514

6. 動作別事故状況

	転倒	転落	その他	不明	合計
歩行中	157	0	1	0	158
立ち上がり	31	0	0	0	31
車椅子から	6	15	0	0	21
ベットから	1	7	0	1	9
移乗	5	0	1	0	6
椅子から	2	2	0	0	4
便座から	1	1	0	0	2
認知症	0	0	0	0	0
その他	40	1	164	1	206
介助中	3	2	22	0	27
不明	22	0	0	28	50
合計	268	28	188	30	514

7. 損害賠償の状況

無	100
有	6
協議	1
未	404
その他	3
合計	514

8. 発生時間帯

	件数
0時	6
1時	7
2時	6
3時	12
4時	17
5時	18
6時	30
7時	27
8時	28
9時	32
10時	29
11時	27
12時	24
13時	16
14時	29
15時	23
16時	28
17時	24
18時	26
19時	17
20時	20
21時	12
22時	8
23時	8
24時	0
不明	40
合計	514

4. 養介護施設従事者等による高齢者虐待について

※別添1「令和6年度奈良市養介護施設従事者等による高齢者虐待について」をご確認ください。

5. 日常生活に要する費用の取扱いについて

通所介護等のサービス提供時に、利用者等から受け取ることが認められる日常生活に要する費用（以下「その他の日常生活費」といいます。）の取扱いについては、各種運営基準（例：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準）において示されているところですが、別途「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）」においても定められているところです。

また、近年、情報通信技術の進展に伴い、特別養護老人ホーム等の介護保険施設の利用者においてもインターネットやスマートフォン等の利用が広がりつつあることから、「「その他の日常生活費」に係る Q & A について」の一部が改正され、居室等における Wi-Fi 等の通信環境にかかる利用料の徴収が可能であることが明確化されました。

各事業者の皆様におかれては、当該通知を必ずご確認くださいとうえで、適切にお取り扱いいただきますようお願いいたします。

<（一部抜粋）その他の日常生活費の具体的な範囲について>

- ・ 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用。歯ブラシ、化粧品等の個人用の日用品等であって、利用者個人又はその家族等の選択により提供されるものとして、事業者が提供するものなど。なお、利用者一律に提供されるもの（ティッシュペーパー等）であって、すべての利用者等からその費用を画一的に徴収することは認められない。
- ・ 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用。例えば、サービス提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費など。ただし、教養の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等の全ての利用者一律に提供される教養娯楽に係る費用について徴収することは認められない。

詳細については、当該通知をご確認ください。

- ・ 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）
URL：https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta4395&dataType=1&pageNo=1
- ・ 介護保険最新情報 Vol.1355 「「その他の日常生活費」に係る Q & A について」の一部改正について
URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/001409305.pdf>

6. 特別養護老人ホームへの案内

6-1 特別養護老人ホームの待機状況の正確な把握について

例年、市内の特別養護老人ホームの待機者状況の調査を行っております。

その調査時に、現住所を自宅と回答しているが、詳しく確認すると既に他の特別養護老人ホームに入所しているといったこと等が散見されます。

入所希望者より申込があつて待機してもらつた場合、その待機者が他の特別養護老人ホームに入所したときには、その旨の報告を受けるとともに、待機者リストから削除する等、より実態的な待機状況の把握に努めていただくようお願いします。

6-2 特別養護老人ホームに係る特例入所の手続きについて

平成27年度より特別養護老人ホームの入所要件が原則要介護3以上と定められました。改正後に入所される場合は、要介護3以上が原則となっています。このため、要介護3未満の方や、入所後に要介護3未満に介護度が下がった場合は、特別養護老人ホームの入所要件に該当しないことになります。

入所時の要介護度が要介護3未満である場合や、入所後に区分変更で要介護度が要介護3未満に下がった場合、入所要件を満たさないが、特例的に入所を認めてほしい旨の申請があれば、施設で入所検討委員会を開催することになります。この検討委員会の開催に際し、市町村への意見照会が必要とされています。（ただし、改正前に入所している方が要介護3未満に変更された場合を除く。）

市の意見を受けただうえで、施設において入所の必要性等を検討し、入所を受け入れるか否かを決定していただくようお願いします（特例入所に関することは介護福祉課給付係へご相談ください）。

このルールについての詳細は、奈良県指定介護老人福祉施設等に係る入所指針をご参照いただき、今後の検討の際にご活用ください。

（参考）

- ・ 奈良県 HP「特別養護老人ホームの入所について」

URL：<https://www.pref.nara.jp/38602.htm>

7. 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成と避難訓練の実施

市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成・報告と、避難確保計画に基づいた避難訓練の実施・報告を行わなければならないこととされています（関係法令等：水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）。

当市において定める地域防災計画により、対象となった通所・入所系施設については、避難確保計画と避難訓練の実施及び報告をお願いしているところがございます。対象となった施設の大半が避難確保計画の提出まで行っていただけていますが、未だ計画書の提出がされていない施設が一部ございます。過去、災害が発生した際に、事前に避難確保計画を定めていたことにより、被害を最小限に抑えることができた事例等もございます。対象施設の皆様におかれましては避難確保計画の作成にご協力をお願いします。

なお、避難確保計画に基づく避難訓練の実施後は、当市への報告も忘れずに行っていただきますようお願いいたします。定期的な避難訓練を行うことで、より効果的な避難確保計画とすることができます。現状、避難訓練の報告まで行っている施設は多くありません。ご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

（参考）

- ・ 奈良市 HP「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施」
URL：<https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/2/167024.html>
- ・ 奈良市 HP「奈良市地域防災計画」
URL：<https://www.city.nara.lg.jp/site/keikaku/8542.html>
- ・ 【国土交通省】要配慮者利用施設の浸水対策
URL：<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>
- ・ 【国土交通省】要配慮者利用施設における水害からの避難の取り組みの成果事例集（令和4年10月）
URL：<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/seikajirei.pdf>
- ・ 【国土交通省】要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（平成31年3月）
URL：<https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinanjireishu.pdf>
- ・ 【国土交通省】要配慮者利用施設の土砂災害対策
URL：https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_tk_000052.html

8. 医療みなし指定事業所（居宅療養管理指導を除く）のホームページ掲載について

介護を受ける方やそのご家族に介護保険情報や介護サービス事業者の的確な情報を提供し、事業者を選ぶ際の参考にしていただくために、ホームページという無料情報誌があります。当市においてもこのホームページに情報提供を行い、毎年度、奈良市版の作成をしていただいております（令和7年度版も作成予定）。

医療みなし指定事業所（居宅療養管理指導は掲載対象外のため除く）における来年度の掲載希望については、介護保険サービスの提供を現在も行っており、今後もサービスを継続していくことが確実である場合であれば、ホームページの掲載対象となります。ホームページ掲載を希望される場合は、集団指導実施期間中に必要項目（事業所名、サービス名、電話番号、FAX番号）と掲載を希望する旨を当課へメール又はFAXにて必ずご連絡ください（当課への連絡がない場合、掲載希望は無かったとして掲載いたしません）。

なお、通常指定の事業者の皆様については、ホームページ編集部より直接意向調査がございますので、医療みなし指定事業所のように当課への掲載希望の連絡は不要です。

奈良市介護福祉課連絡先

- ・ FAX 番号：0742-34-2621
- ・ 代表メールアドレス：kaigofukushi@city.nara.lg.jp

9. その他

<当課への質問等について>

介護保険事業所等の指定基準等の内容でご質問がある際に、急ぎの内容でない場合はメール又はFAXにてお問い合わせいただきますようお願いいたします。なお、順次対応いたしますので、ご回答までに時間がかかる場合がございます。あらかじめご了承ください。質問票の様式は奈良市 HP 「事業所指定・加算減算・その他届出」に掲載しております。（URL：<https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/9963.html>）

奈良市福祉部介護福祉課連絡先

代表メールアドレス：kaigo-shisetsu-todoke@city.nara.lg.jp
FAX 番号：0742-34-2621

<来課相談について>

窓口へ来課いただく際、相談や質問等がある場合は事前に必ずご連絡ください。相談等の内容や日時によっては業務の都合上、対応できない場合がございます。なお、変更届等の書類提出のみの場合や緊急時の場合等は事前のご連絡は不要です。

<届出関係書類様式の掲載場所について>

居宅サービス等の届出関係書類の様式について、ホームページの掲載場所が分からないといったお問い合わせが寄せられることがあります。場所については先述のとおり、奈良市 HP の「事業所指定・加算減

算・その他届出」に各種様式（新規、更新、変更、休廃止、体制）がございますので、ご確認の程よろしくお願いします。